

保険種別	提出書類	提出先	提出時期
健康保険 厚生年金保険	新規適用届	年金事務所	事業を開始した日から5日以内
	被保険者資格取得届		
	被扶養者(異動)届		
労働保険 (一元適用事業者)	保険関係成立届	労働基準監督署	雇用から10日以内
	雇用適用事業所設置届	公共職業安定所 [ハローワーク]	設置から10日以内
	雇用保険被保険者資格取得届		雇用のあった日の翌月10日まで
	概算保険料申告書	労働基準監督署、県労働局、 日本銀行(代理店、郵便局)など	雇用から50日以内
	保険関係成立届	公共職業安定所 [ハローワーク]	雇用から10日以内
	雇用適用事業所設置届		設置から10日以内
	雇用保険被保険者資格取得届		雇用のあった日の翌月10日まで
	概算保険料申告書	県労働局、日本銀行 (代理店、郵便局)など	雇用から50日以内
	保険関係成立届	労働基準監督署	雇用から10日以内
	概算保険料申告書	労働基準監督署、県労働局、 日本銀行(代理店、郵便局)など	雇用から50日以内
労災保険 (二元適用事業者) ※農林漁業、建設業等	保険関係成立届	労働基準監督署	雇用から10日以内
	概算保険料申告書	労働基準監督署、県労働局、 日本銀行(代理店、郵便局)など	雇用から50日以内

※ 主な必要手続を紹介しています。他の届出も含め要否をよく確認しましょう。

※ 労働保険(一元適用事業)は、雇用保険と労災保険の保険料の申告・納付等に関して両保険を一元的に取り扱うものです。